

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長崎県西彼杵郡時津町

2 構造改革特別区域の名称

“とびきり素敵に時を超える” とぎつワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

長崎県西彼杵郡時津町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置及び地勢

本町は、長崎県の南西部に位置する。町の西側から南側にかけて長崎市に隣接し、東側は長与町、北側は波静かな大村湾の南端部に接している。町全体の輪郭は、北西から南東に L 字型に伸び、南西約 7km、南北約 9km、面積 20.94 km²であり、長崎県内で最も小さい町である。

町内の約 19%が農地であり、農業では、ぶどうやみかん、びわといった果樹栽培が盛んである。

(2) 気候

四季を通じて温暖な気候に属し、年間日照時間は 1,863 時間程であり、年間平均気温は 17.4°C、年間降水量は 1,894 ミリ程度である。温暖な気候や十分な日照時間があることから、ぶどうやみかん、びわなどの果樹栽培に適した気候であり、ぶどうは県内最大規模の産地となっている。

(3) 人口

本町は、長崎市のベッドタウンとして人口が増加し、平成 22 年国勢調査では 30,110 人となり、はじめて 3 万人を突破した。しかしながら、平成 26 年をピークに人口減少がはじまり、平成 27 年国勢調査による人口は 29,804 人、令和 2 年国勢調査による人口は 29,339 人と人口減少が進んでいる。

人口減少については、15~24 歳の大学進学や就職による福岡県や首都圏など、大都市への流出が最大要因となっている。令和 2 年国勢調査と平成 27 年国勢調査を比較すると、64 歳以下の人口は 1,509 人減少している一方で、65 歳以上の人口は 1,005 人増加しており、少子高齢化が進んでいる。

(4) 産業

時津町の産業は、昭和 41 年から時津港臨海工業地域として、海岸を埋め立て、大規模な企業用地の整備が行われたことにより、郊外型大型店舗などが集積され、商工業の町として発展してきた。令和 2 年国勢調査の産業別就業者の割合としては、第 1 次産業が 1.9%、第 2 次産業が 21.8%、第 3 次産業が 74.8%である。第 3 次産業の割合が増加傾向にあり、地域の雇用を支えるとともに活性化につながっている。

農業については、本町の特産品であるぶどうやみかん、びわといった果樹栽培を中心とし、野菜栽培と組み合わせた複合型農業を主としており、直売事業や農産物加工なども展開している。

平成 12 年農林業センサスによる農業経営体数は 247 戸であり、平成 17 年農林業センサスでは 213 戸、平成 22 年農林業センサスでは 185 戸、平成 27 年農林業センサスでは 144 戸と減少を続けていたが、令和 2 年農林業センサスでは 148 戸と平成 12 年以降初めてほぼ横ばいでの推移となった。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

本町の一次産業としては、ぶどうやみかん、びわなどの果樹栽培が盛んである。特にぶどうは県内の産地でも最大規模を誇っている。これらの一次産品については、本町の特産品として、優良品種更新事業やブランド生産対策事業など品質向上の取り組み支援、販路拡大を推進し、農業従事者の経営安定化を図りながら、後継者の育成を目指している。

しかしながら、生産者の高齢化や担い手不足による地域産業の衰退、耕作放棄地の拡大といった問題を抱えている。2020 年の農林業センサスによると、本町の農業経営者の 42.6%が 75 歳以上、平均年齢は長崎県平均（66 歳）を大きく上回る 72 歳となっており、加えて、後継者の確保状況を見てみると農業経営者全体の約 70%が確保できていないとの回答になっており、一次産業の衰退に歯止めをかける施策が急務である。

また、ワイン用のぶどうの栽培については既に町内において行われているが、加工・製造については町外で行われている。本町産のぶどうから生まれたスパークリングワインがサクラアワード 2025 においてシルバーを受賞するなどの評価を得ていることから、生産者においても町内でのワイン製造による 6 次産業化への気運が高まっている。実際にワインの製造を希望する生産者もいるが最低製造数量基準などの制限により、なかなか踏み出すことができていない。

5 構造改革特別区域計画の意義

時津町は、古くは江戸時代、外国に開かれたたった一つの窓口だったこともあり、本町をへて、彼杵にわたる「時津街道」は日本中からたくさんの人々が集まった。現在でも、長崎市と佐世保市を結ぶ 1 日 4 万台以上（平日）の交通量を有する国道 206 号や、高速道

路につながる川平有料道路などがある。また、長崎空港と時津港を約 25 分で行き来することができる高速船もあり、時津町は今も昔も交通の要衝として発展してきた。国道沿いには大型商業施設が立ち並び、慢性的に渋滞が発生するほど賑わいがある。長崎市に隣接し、長崎市街地まで車で約 25 分、長崎空港まで航路でアクセスできる好立地であることや、利便性が高くコンパクトで住みやすいことから、本町の地価は近年上昇し続け、特に商業地の地価変動率は 2024 年も前年比 2.3% 上昇しており、昨年に引き続き県内で最も高く地価が上昇している地域である。

しかしながら、RESAS の地域経済循環分析によると、大型商業施設などによる賑わいに頼っているのが現状であり、利便性が高く、活気があるまちという評価がある町でありながら、その人の流れが、地域の「稼ぐ力」にはつながっていない。特に一次産業が抱える課題は大きく、本町の一次産業による一人あたりの生産（付加価値額）は 124 万円で、全国 1,741 市町村の中で、1,633 番目であり、長崎県内では最下位となっている。

本町には、「崎野自然公園」や絶対に落ちない岩として受験生に人気がある「鰐くさらかし岩」、「鳴鼓岳」「二十六聖人上陸記念碑」などの観光資源がある。本町のモデルケースとして、ファミリー層が土日を中心に長崎市近郊から来町している。このモデルケースであるファミリー層を地場産業での消費活動へ誘引し、町内に長く滞在・周遊させるための仕掛けとして、ぶどう狩り体験といったコト消費や崎野自然公園コテージ等の地域資源を繋ぎ合わせた観光ルート開発を行ってきた。しかしながら、これらのルートはぶどうのシーズンなどに限定されてしまい、通年で町内を周遊させる人の流れを生み出すには至っていない。

そのため、一次産品の魅力向上を図るために、6 次産業化を推進し、一次産業者の所得向上を図るとともに通年でのプロモーションを可能とし、さらなる周遊・滞在型観光の仕組みづくりを進め、一次産品を活用したとぎつブランドを確立しなければならない。第 6 次時津町総合計画策定時に実施したまちづくり住民アンケートにおいて、地域産業の振興について特に力を注ぐべき分野として、「地域の素材を活かした加工産業の育成」と回答した人は全体の 36.7% であり、6 次産業化は町民の想いでもある。また、町外で加工されたものであるが、時津町のぶどうから醸造されたスパークリングワインがサクラアワード 2025においてシルバーを受賞するなどの実績も生まれてきており、町内の生産者の機運も高まっている今が絶好の機会である。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を活用することで、ワイン等の製造が小規模から生産可能となり、6 次産業化の取り組みに新規参入しやすい環境が生まれる。時津町産の一次産品に新たな付加価値が生まれ、一次産業者の所得向上や担い手の確保、耕作放棄地の活用等の課題解決が期待される。さらには、本町のブランドイメージの向上にもつながり、観光客を呼び込み、観光消費額を拡大させ、地域全体の活性化を図ることが可能となる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的效果

(1) 農福連携・農業振興

ワイン製造やワイン用ぶどうの収穫等により新たな雇用が生まれることとなり、町内の障がい者就労施設と連携を図ることで、障がいの方の新たな就労の機会が生まれるとともに、農業分野の新たな人材・担い手の確保を行う。これにより、障がいの方の働くことへの自信や生きがいにつながり、農業分野の抱える生産者の高齢化や担い手不足による地域産業の衰退、耕作放棄地の拡大が解決されることが期待される。

(2) 観光振興・とぎつブランドの向上

長崎空港までを25分で結ぶ高速船の利用者拡大に向けた官民連携事業の推進や時津港を起点に徒歩やサイクリングで、観光スポットや文化・歴史を肌で感じてもらうための「デジタルウォーキングイラストマップ」の開発等を進めている。

これらの事業と「ワイン」や「ワイナリー」と連携させることで、とぎつブランドを確立させる。また、「テイスティング」や「ワイナリー見学」、「ぶどう栽培体験」「ワインづくり体験」等のイベントを開催することで、観光客の呼び込みや観光消費額の拡大を目指す。

【数値目標】

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度
特産酒類製造免許取得件数 (累計数)	1件 (1件)	0件 (1件)	0件 (1件)
特産酒類製造数量	2k1	3k1	3k1

8 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第26条）

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第26条）

2 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

長崎県西彼杵郡時津町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、構造改革特別区域内において、特産物を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために、果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、特産物を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が、6キロリットルから2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、新たな地域の特産品、地域ブランドの創出とともに、観光振興、農業生産の拡大、地域雇用の場の確保にもつながり、地域全体の活性化に効果が見込まれる。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象となる。このことから本町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。